

第十九回国会 衆議院 人事委員會 會議録 第十八号

昭和二十九年四月二十八日（水曜日）

午前十時五十八分開議

出席委員

委員長 川島正次郎君

理事 赤城 宗徳君 理事 田中 好君

理事 櫻井 奎夫君

荒船清十郎君 田中 萬逸君

原 健三郎君 山口 好一君

石山 權作君 加賀田 進君

森 三樹二君 池田 貞治君

受田 新吉君

出席國務大臣

國務大臣 加藤鐵五郎君

出席政府委員

人事院總裁 淺井 清君

總理府事務官行政 岡部 史郎君

管理庁管理部長

委員外の出席者

専門員 遠山信一郎君

四月二十七日

國の經營する企業に勤務する職員

給与等に関する特例法案（内閣提出

第一六五号）

同日二十三日

佐賀県北多久町の地域給指定に關する

請願（江藤夏雄君紹介）（第四五三

三号）

教職員給与法の改善に關する請願

（山中貞則君紹介）（第四五四一号）

島根県江津市の地域給引上げの請願

（中崎敏君紹介）（第四五五四号）

岩手県巻堀村の地域給指定に關する

請願（柴田義男君紹介）（第四五八六

号）

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

國の經營する企業に勤務する職員

給与等に関する特例法案（内閣提出

第一六五号）

特定の公務員の営利企業等への關与

の制限に関する法律案（中村萬一君

外十九名提出、衆議院第九号）

○川島委員長 これより會議を開きま

す。

この際お知らせいたします。昨二十

七日當委員會に國の經營する企業に勤

務する職員に給与等に関する特例法案

が付託になりました。本案を議題とし

て、提案の理由の説明を聴取いたしま

す。加藤國務大臣。

國の經營する企業に勤務する職員

給与等に関する特例法案

國の經營する企業に勤務する職

員の給与等に関する特例法

（この法律の趣旨）

第一条 この法律は、國の經營する

企業に勤務する職員に勤務と責任

の特殊性に基き、その給与等に関

し國家公務員法（昭和二十二年法

律第二十号）の特例等を定める

ものとする。

（定義）

第二条 この法律において「國の經

營する企業」とは、公共企業法等

労働關係法（昭和二十三年法律第

二百五十七号）第二条第一項第二

号に規定する國の經營する企業を

いう。

2 この法律において「職員」とは、

國の經營する企業に勤務する一般

職の國家公務員（管理又は監督の

地位にある者のうち政令で定める

官職にあるものを除く。）をいう。

（給与の根本原則）

第三条 職員の給与は、その職務の

内容と責任に應ずるものであり、

且つ、職員が發揮した能率が考慮

されるものでなければならぬ。

2 職員の給与は、一般職の職員の

給与に関する法律（昭和二十五年

法律第九十五号）の適用を受ける

國家公務員及び民間事業の従業員

の給与その他の事情を考慮して定

めなければならぬ。

（給与準則）

第四条 國の經營する企業の主務大

臣（以下「主務大臣」という。）又は

政令の定めるところによりその委

任を受けた者は、その企業に勤務

する職員に対して支給する給与に

ついて給与準則を定めなければな

らぬ。

（給与総額）

第五条 職員で常時勤務する者（二

月以内の期間を定めて雇用される

者を除く。）に係る給与準則につ

いては、その給与準則に基いて各

会計年度において支出する給与の

額が、その会計年度の予算中で中

給与の総額として定められた額を

こえないようにしなければならない

い。但し、職員の能率の向上によ

り収入が予定より増加し、又は経

費を予定より節減した場合におい

て、その収入の増加額又は経費の

節減額の一部に相当する金額を、

予算の定めるところにより、大藏

大臣の承認を受けて、特別の給与

として支給するときは、この限り

でない。

（勤務時間等）

第六条 主務大臣又は政令の定める

ところによりその委任を受けた者

は、その企業に勤務する職員の勤

務時間、休憩、休日及び休暇につ

いて規程を定めなければならない

い。

2 前項の規程は、一般職の職員の

給与に関する法律の適用を受ける

國家公務員の勤務条件その他の事

情を考慮したものでなければなら

ない。

（他の法律の適用除外等）

第七条 左に掲げる法律の規定は、

職員には適用しない。

一 國家公務員法第十八条、第二

十八條第一項後段、第二項及び

第三項、第二十九條から第三十

二條まで、第六十二條から第七

十條まで、第七十五條第二項並

びに第六六條の規定

二 國家公務員に対する寒冷地手

当及び石炭手当の支給に関する

法律（昭和二十四年法律第二十

二號）の規定

三 一般職の職員の給与に関する

法律の規定

四 國家公務員の職階制に関する

法律（昭和二十五年法律第八十

十號）の規定

五 國家公務員に対する年末手当

の支給に関する法律（昭和二十

五年法律第二百六十六號）の規

定

2 第四条に規定する給与準則は、

國家公務員法第八十條第四項の規

定の適用については、同項の給与

準則とみなす。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行

する。

（他の法律の改正）

2 公共企業法等労働關係法の一部

を次のように改正する。

第四十條第一項第一号を次のよ

うに改め、同条同項第三号から

第六号までを削る。

一 國家公務員法第三條第三項

から第五項まで、第十七條、

第十九條、第二十條、第二十

二條、第二十三條、第七十一

條、第七十三條、第七十七

條、第八十四條第二項、第八

十六條から第八十八條まで、第

九十六條第二項、第九十八條

（第一項及び第四項を除く。）、

第一百條第四項、第一百條第三

項及び附則第十六條の規定

印刷局特別會計法（昭和二十二

年法律第三十六號）の一部を次の

ように改正する。

第十四條の二を削る。

4 國有林野事業特別會計法（昭和

二十二年法律第三十八號）の一部

を次のように改正する。

第十七条の二を削る。

5 アルコール専売事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二を削る。

6 郵政事業特別会計法（昭和二十四年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の二を削る。

7 造幣局特別会計法（昭和二十五年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の二を削る。

8 一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「企業官庁職員級別俸給表（別表第五）」を削り、同条中第五項を削り、第六項を第五項とし、同法別表第五を次のように改める。

別表第五 削除

9 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「第六條第六項第三号」を「第六條第五項第三号」に改める。

○加藤國務大臣 ただいま議題となりました国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法案の提案の理由並びにその要旨について御説明申し上げます。

郵政、国有林野、印刷、造幣及びアルコール専売の事業を行う企業に勤務する職員は、公共企業体等労働関係法の適用を受けておられ、給与、その他労働条件は団体交渉によることと

なつておりますが、管理または監督の地位にある者もしくは機密の事務を取扱う者は、同法による同結権が認められておらず、その給与等は、一般職の職員の給与に関する法律その他一般職の国家公務員と同一の法令の適用を受けております。従つて企業の内部におきましては、職員の給与その他に不均衡を生じ、またこの給与等に関する事務が複雑となつて現状にかんがみまして、この際職員の給与の調整、事務の簡素化等をはかるために、これらの企業に勤務する職員の給与等について、国家公務員法の特例を定めることとしたしまして、この法律案を提出いたしました次第であります。

次にこの法律案の要点をいたしまして、第一に、この法律の適用の範囲を、公共企業体等労働関係法に規定する郵政、国有林野、印刷、造幣及びアルコール専売の事業を行う企業に勤務する職員で、管理または監督の地位にある者のうち、政令で定める官職にある者を除いたほかの全部といたしております。

第二に、この法律の適用ある職員の給与につきましては、現在各企業ごとにそれぞれの特例会計法で定められておるのと同様の規定、すなわち給与の根本原則、給与準則及び給与総額に関する規定を設けることとしたしております。

第三に、勤務時間等につきましては、主務大臣または政令によりその委任を受けた者が、勤務時間、休憩、休日及び休暇について一般職の公務員の勤務条件その他の事情を考慮した規程を定めることとしたしております。

なお、以上のほか給与等について規定する関係法律のうち、その適用を排除すべきものを定めるとともに、公共企業体等労働関係法、各企業の特別会計法及び一般職の職員の給与に関する法律等につき所要の改正を加えることとしたしております。

以上本法律案の提案理由並びにその概要を御説明申し上げます。何とぞすみやかに御審議の上、御賛成くださるようお願いいたします。

○川島委員長 次に、特定の公務員の営利企業等への関与の制限に関する法律案を議題とし、審査を進めます。山口好一君外十二名の諸君より、本案について修正案が提出されております。なお修正案はお手元にお配りいたしております。この際修正案について、提案者山口好一君よりその趣旨弁明を聴取いたします。山口好一君。

○山口（好）委員 修正案を提出いたします。まずその案文を朗読いたします。特定の公務員の営利企業等への関与の制限に関する法律案に対する修正案

特定の公務員の営利企業等への関与の制限に関する法律案の一部を次のように修正する。

第三条の見出し中「禁止」を「禁止又は制限」に改め、同条に次の但書を加える。

但し、内閣の承認を得た場合は、この限りでない。

同条に次の一項を加える。

2 前項但書の規定は、前条第三号に掲げる特定の公務員には、適用しない。

正につきましても、提案の理由を簡単に説明いたします。

この中村君外十九名提出の本案でございしますが、これにつきましても、われ／＼検討いたしました結果、この修正を必要とするというふうな考えました。その理由は、現在なおその効力を存しますところの官吏服務規律の趣旨に徴し、及びこれら本法案に列記せられております特定の公務員の性格から考慮いたしました、なお憲法上に掲げられております自由権の尊重の精神からいたしまして、原案のごとく、特に第三条におきましてあげておられます、私企業の兼職につきましても、全面的に禁止をいたしておるといふ規定は、少しく行き過ぎであり、妥当でないと考えらるからであります。官吏服務規律の規定を検討いたしまするのに、官吏は本職長官の許可を得るに非ざれば、私企業その他報酬を得て、他の職をかねることができないということが原則に相なつておりますので、すべての官吏につきましても、こうした原則の規定が設けられる。またその他一般の公務員についてみましても、やはり本職長官の許可を得れば、これらの兼職ができるというふうな相なつておりますので、これらの精神から見まして、なおここに掲げてあります特定の公務員というものは、大体において特別職である。やはり相当事業をやつておる有能識識の士だからして、こういう地位につける必要も生じます。大使、公使などについて、またそうした財界人を抜擢するといふような現実の必要も生じますので、個々に深く検討いたしましたして、この修正案を提出いたしました次第であります。

なお人事官及び検査官につきましても、すなわち第二条の第三号にあげておられますこの両者につきましても、その職務の本質上、これは内閣の承認を得るときには私企業の兼職ができるというふうなことは妥当でありませぬ。全面的にさような他の兼職につくこと、あるいは私企業を営むことはできない。こういうふうな、個々にこまかく検討いたしました結果、人事官、検査官については、その但書を適用いたさないということにいたしました次第であります。この法案が提出せられた動機は、提案者も説明されておりますように、近時汚職事件なども頻発いたし、どうしても大臣、政務次官その他についてもこうした規定を高く掲げる必要がある。しかしこれはもとより道義的な問題であつて、罰則をつけないうちうなことも言つておるようなわけではあります。汚職事件が頻発するからといって、かような規定を、これに備へべくつけるということとは、法律を制定いたしますほんとうの精神から考えますと、妥当でないと思ひます。やはり恒久的に考えまして、また人権尊重、自由権の尊重、その他これらに関する各種法律、規定とも比較対照をいたしまして、冷静に、どこから見ても、かくあるべきであるといふやうな法律をつくること、最も妥当であるといふ見地のもとに、ここに冷静に判断をいたしまして、どこから見ても、非難のないやうに、妥当な規定をいたしたいところから、この修正案を提出いたしました次第でございます。どうぞ各党の全面的な御賛成をお願いいたします。

○川島委員長 修正案の趣旨弁明は終
りました。原案及び修正案について御
質疑がありますれば、これを許しま
す。——御質疑がありませんければ、
原案及び修正案についての質疑は終了
いたしましたことにいたします。
次会は、公報をもつてお知らせいた
します。
本日はこれにて散会いたします。
午前十一時十二分散会

昭和二十九年五月四日印刷

昭和二十九年五月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局